

## 第5章

# タイの環境法と行政制度

小賀野 晶一

### はじめに

タイ王国（以下タイという）は、東南アジアに位置し、面積51万4000平方キロメートル（3億2069万6885ライ）、人口5720万人（1990年央推計）の国家である（首都はバンコク〔クルンテープ・マハーナコン〕）。使用言語はタイ語（一部、ラオ語、中国語、マレー語）で、人々は仏教（一部イスラム教）を信仰する。国土は、地理区分上、北タイ、東北タイ、中部タイ、南タイの四つ、73県（チャンワット）に分かれる（郡は576、区は5517、村は約5万）。

1932年の立憲革命以来、元首制（立憲君主制）をとる。国王は、憲法上「神聖不可侵の元首」とされる。現在の国王はプミポン・アドゥーンヤデート大王で、国民の信頼は厚い。憲法は、78年制定の憲法（この憲法は32年憲法以来10番目の恒久憲法であり、暫定憲法を含めると13番目である。この憲法の第65条が環境保護に関する国の責務を規定する）が、91年クーデターにより廃止されるまでの間施行された。政権を掌握した国家治安維持評議会が作成した王国統治憲章（暫定憲法）が91年3月1日公布されたが、同年3月に設置された憲法制定機関兼立法機関である「国家立法議会」（任命制）のもとに憲法起草委員会が設けられ起草作業が進められた結果、同年12月7日第三読会を通過し、同9日<sup>(1)</sup>公布された（15番目の憲法。その後、92年6月と9月に2回の改正があった）。

ところで、タイの経済成長は著しく、ASEAN諸国のなかでもめざましいものがある。<sup>(2)</sup>日本は、タイの最大の輸入相手国、第2位の輸出相手国であり、経済貿易関係は緊密である。

タイは政官民あげて環境問題に対する関心を高めつつあり、種々の施策や運動が展開されようとしている。タイ政府は、1992年6月ブラジルで開催されたUNCED「国連環境開発会議」(地球サミット)に際して、詳細なントリー・レポート(*Thailand National Report to the United Nations Conference on Environment and Development*, June 1992)をまとめた。タイではこれまで環境白書の類が公表されていなかったようであり、また、環境部局等への情報の集中・偏りが感じられたが、<sup>(3)</sup>カントリー・レポートの公表は環境情報を共有し、タイの環境を知るうえで、画期的なことである。この会議に先立ち、第3回太平洋環境会議が同年2月12日～15日バンコク市で開催され、11カ国および3国連機関より約60名が参加したが、そこではタイの財団あるいはNGOのSVITA、SCONTEが、主催団体の一つとして<sup>(4)</sup>尽力した。

環境政策および環境法が持続的かつ安定的に行なわれるためには、政治体制が安定していることが必須であり、1992年5月のタイの政変を検証することが必要であるが、<sup>(5)</sup>現在タイ政権は安定をとりもどしつつあり、この政変を契機に、以前よりもその安定度が増すものと期待されている。

1992年8月25日～31日までの7日間、筆者はタイ・バンコクに現地調査する機会が得られた。そのときのヒアリングおよび収集資料をもとに、以下、タイにおける環境問題の特徴、環境政策・環境行政、環境法の体系、紛争処理、環境影響評価制度、環境協力の順に報告する。

## I 環境問題の特徴

タイにおける最近の工業開発および交通の発展は著しいが、反面、公害・環境問題が現われており、この点については、野村好弘教授と筆者が行なっ

た3年間の現地調査時と基本的状況は変わらない。<sup>(6)</sup>なお、宮本憲一教授によると、タイの環境問題は、(1)上下水道の未整備（伝染病など公衆衛生問題）、(2)石炭火力発電所による硫黄酸化物汚染などの産業公害、(3)リゾート開発に伴う環境破壊に分かれる。<sup>(7)</sup>

## 1. 自然環境、生態系

タイにおける自然環境および生態系の問題としては、何よりもまず、森林の減少を挙げなければならない。タイ国土に占める森林面積の割合は、1960年初頭は50%であったが、86年の統計では29%、88年28.02%（森林面積8987万7182ライ）、89年末27.95%（同8963万5792ライ）に減っている。森林破壊の主要原因としては、森林の伐採（燃料用、木材産業用など）、焼畑等を指摘することができる。<sup>(8)</sup>そのため土壌侵食が著しく、洪水がタイ北部と南部で毎年のように起きている。最近では、88年11月24日、洪水と土石流のためタイ南部で約400人が死亡した。同年12月、森林伐採を禁止する法律が成立した（同法には刑罰規定がおかれている）。これに対しては、八つの木材会社が国に補償請求をした。<sup>(9)</sup>90年8月の森林局報告では、89年初めの森林伐採禁止発令以後も24万ライ以上の森林が不法に伐採された。<sup>(10)</sup>

また、開発等に伴うマングローブ林の破壊も著しい。例えば、プーケットでは、観光用ホテルなどリゾート施設の建築がその破壊原因となっている。またエビの養殖場造成も破壊の原因であり、タイからのエビの最大の輸入国である日本の関与は無視できない。マングローブの減少に対し、1964年の森林保存法では的確に対応できないようである。

他方、森林の回復および植林を目的としたタイ東北部の農民再移住計画は、生態系の保全の観点から注目されていたが、違法入植している農民の強制移住先として指定された地域が国有林であったり、移住先から実力行使で元の村に戻る農民が現れ、役人と衝突するなどしたため、計画は挫折したといわれる。<sup>(11)</sup>

## 2. 公 害

タイの公害問題について、今回の現地調査メモ、前記カントリー・レポート、カントリーモノグラフ (Country Monograph [Thailand], Escap: 5~11, June, 1984) を中心に、その概略を紹介する (表5-1~5-4 参照)。

表5-1 タイの主要河川の水質

	基準	1987	1988	1989
チャオプラヤ川				
上流	1.5	1.6	1.7	1.8
中流	2.0	1.8	1.8	2.4
下流	4.0	4.0	3.8	2.8
タチン川				
上流	1.5	2.7	2.0	2.9
中流	2.0	2.4	2.8	2.6
下流	4.0	4.0	3.6	2.7

(注) 数字は河川水に含まれるBODの年平均値。単位はmg/ℓ  
 (出所) Thailand National Report to the United Nations  
 Conference on Environment and Development, June  
 1992.

表5-2 タイの汚染物排出企業数

	水質汚濁	大気汚染	有害廃棄物
1969	159	68	248
1979	5,393	2,241	7,183
1989	20,221	8,120	17,056

(出所) 表5-1に同じ。

表5-3 主要汚染企業からの排出物（工場からの全排出量に占める割合）（%）

	CO <sub>2</sub>	SO <sub>2</sub>	NOx	SPM
非金属	25.11	40.77	47.16	51.62
食品	50.32	16.66	21.36	36.24
パルプ	3.94	8.21	7.73	8.05
繊維物	6.14	14.51	5.42	1.08

（出所）表5-1に同じ。

表5-4 途上国主要都市の大気汚染状況

	二酸化硫黄		浮遊粉じん	
	観測箇所	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた年間日数（平均）	観測箇所	230 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた年間日数（平均）
リオデジネイロ	—	—	6	11
サンパウロ	11	12	—	—
北京	8	68	8	272
上海	10	16	10	133
カルカタ	8	25	8	268
デリー	12	6	12	294
ジャカルタ	—	—	7	173
テヘラン	15	104	15	174
クアラルンプール	1	0	5	37
マニラ	4	24	7	14
ソウル	6	87	—	—
バンコク	3	0	12	97
東京	15	0	15	2

（注）二酸化硫黄 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、浮遊粉じん 230 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は、かつてのWHOの指針値。ちなみに現在は、以下の指針値が用いられている。

二酸化硫黄 24時間値 125 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、浮遊粉じん 24時間値 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 。

（出所）『環境白書』1992年版 52ページ。

## (1) 大気汚染

第1に、自動車、バイク等による大気汚染、騒音等がバンコクを中心にかなり深刻な状況にあり、呼吸器系を中心とした健康被害の発生が懸念される。二輪車運転者はぶ厚いマスクを付けて自衛する者もいる。1992年2月にバンコクを訪れた野村好弘教授は、「自動車が年々増加し、排気ガスはのどにヒリヒリとしみる位だ。高層ビルがいたる所で建設中、高速道路もあちこちで伸延工事が進められている。このままでいくとどうなるのだろうか。モノレールの建設計画の話はもう10年位前から聞いているが、いっこうに具体化していない様子である。大量都市交通システムの構築は、バンコクにとって緊急の課題である」と汚染状況を指摘された。<sup>(12)</sup>

自動車の増加による交通渋滞も深刻である。<sup>(13)</sup>バンコクにおける鉄道（モノレールなど）など総合的な交通体系を根本から見直さなければならない。

第2に、工場から発生する大気汚染は、大部分がエネルギー使用に起因している。産業部門のエネルギー消費量は、タイの第一次エネルギー需要の約20%に達する。産業部門の主要エネルギー源は、石油とバイオマスである。褐炭（リグナイト）と石炭の利用は最近まで少なかったが、急速に利用が拡大しており、1986年から88年の間に75%増加した（他方、石油は20%の増加にとどまった）。産業部門における褐炭と石炭の消費量の拡大は、大気質に深刻な影響を及ぼすであろう。

1991年にタイの産業部門（製造業、建設業、鉱業を含む）からは、1320万トンの二酸化炭素（タイの全排出量の15%に相当）、20万8500トンの二酸化硫黄（同22%に相当）、7万トンの二酸化窒素（同12%に相当）、35万1000トンの浮遊粒子状物質（SPM、同56%に相当）が排出された。このうち、非金属、食品加工、パルプ・製紙、繊維の四大産業部門が、産業による大気汚染の大部分を占めている。

また、タイの製造業の73%がバンコク市圏（BMR）に集中し、GDPの半分以上を生みだしている。バンコクは890万人の人口をかかえ、230万台の自動車が登録されており、活発な経済活動によりエネルギー需要は高く、タイの

全エネルギーの58%に達する。高密度なエネルギー利用と自動車交通渋滞のため、大気汚染が深刻化している。1991年に、自動車利用によって、150万トンの一酸化炭素、2200万トンの二酸化炭素、約100万トンの鉛などが大気中に排出された。

以上の問題に対しては、エネルギーや生産部門では大気汚染防止設備の普及、工場の排出基準の遵守など、自動車では無鉛ガソリンの普及が求められており、現在その準備がなされている。

## (2) 水質汚濁

生活廃水、工場廃水（タピオカ、砂糖、金属メッキ、石油精製等）を主原因とする主要河川（チャオプラヤ、バンパコン、チン、メークロンなど）の水質汚濁が深刻化している。1991年に、52万5235トンの生物化学的酸素要求量（BOD）が未処理のまま排出された。産業労働局に登録された約2万の工場が、水質汚濁関連産業として分類されているが、このうち、砂糖産業が15万3740トン（29%に相当）、パルプ・製紙産業が10万2711トン（19%）、皮革産業が9万6526トン（18%）を排出した。もっとも、タイ政府は、BODは高いが産業汚水のほぼ70%が河川等への排出前に処理されている、と報告している。

以上の問題に対しては、企業の排水基準の遵守、バンコクなど大都市の市場への排水処理設備の供給などが期待されている。

## (3) 有害廃棄物

タイの産業の発展、高度化にともない、製造過程での化学物質の使用が増加してきた。その多くは、そのまま放出されると人の健康に悪影響を及ぼすものである。1991年に、タイでは約200万トンの有害廃棄物が製造された。その72%強が、重金属のスラッジ（泥状の堆積物）および固形物である。

このほか、タイの農地の大部分は、酸化、アルカリ化による汚染の影響を受けている。殺虫剤（DDT、デルドリン、エンドリン等の塩素系炭化水素、化学肥料産業から水銀、鉛）による汚染なども指摘されている。

### 3. 地球環境問題

以上にみてきたタイにおける生態系の破壊と公害問題は、発展途上国の諸国・地域の共通の課題として、さらに、地球環境問題としても位置づけることができる。

地球環境問題については、UNEPの「地球環境モニタリングシステム」(GEMP) レポート (*The Potential Socio-Economic Effects of Climate Change in South East Asia*) が、地球温暖化によりインドネシア、マレーシアおよびタイが海面上昇の結果、深刻な社会経済的影響を被ることを警告している<sup>(14)</sup>。

## II 環境政策，環境行政

### 1. 1992年改革直前の環境政策

タイ政府は1981年に国家環境政策 (Policies and Measures on National Environmental Development) を発表した<sup>14)</sup>が、そこでは、自然環境および天然資源の破壊防止を重視した。また、政策的課題として、社会経済の発展と環境改善との調和を図ることを目的とする政策策定、プロジェクトの準備段階での環境アセスメントの考慮、国・地域・県レベルにおける種々の環境関係機関の役割と権限の明確化および環境問題の調査・研究の推進を目的とするガイドライン策定などを掲げた。

1975年国家環境質向上保全法に基づき、国家環境委員会 (NEB) と国家環境委員会事務局 (ONEB) がおかれたが、同事務局が担当する主要プロジェクトとしては、以下のものがあつた。

(1) 四大河川の水質管理、(2) その他の主要河川、タイ (シャム) 湾入口における重金属、DDT および PCB の分布調査、(3) 都市地域における大気および



騒音のモニタリングとその評価, (4)地方都市における環境質の向上, (5)バンコク, その周辺都市における地下水のモニタリングとその評価, および地盤沈下状況の調査・分析, (6)ソングラ湖流域, 東部沿岸地帯およびスンプラカン工業地帯における地域環境計画プロジェクト, (7)環境アセスメント技術に関する教育プログラム, (8)プケット地域西海岸沿いの沖合鉱業に関する環境アセスメント, (9)流域分類, (10)自然および文化的遺産の環境面の保全, (11)22県の沿岸地帯における海岸資源管理など。

以上のプロジェクトは, 予算不足, マンパワー・専門家不足, 環境関係機関の調整問題などの理由から十分に実効性をあげてこなかった。タイの環境行政が1992年改革によってどのように変容するのか, プロジェクトは今後も継続されるのかなどについては, 今回の調査でははっきりしなかった。

## 2. 第7次国家経済社会開発5カ年計画(1991年10月～96年9月)

タイは1990年8月6日の閣議で, 第7次国家経済社会開発5カ年計画(以下, 新計画という)を承認した。

この新計画は, 5カ年にわたるタイの国家計画の最も基本となる計画であり, 主要原則として, (1)安定的経済成長の継続, (2)地域間経済格差・貧富の緩和を図るための所得の公平な分配等を掲げ, 公害・環境分野では, (3)生活の質の向上, 環境と自然資源の保護, (4)生活・環境改善を掲げている。その内容は格調高いものであり, 国家経済社会開発計画のなかで環境問題がとりあつかわれていることは注目される。また, それらの指摘は, 新法の理念や具体的規定に生かされている。

新計画は, 生活・環境改善について具体的に次のように指摘している。<sup>(15)</sup>

「国際基準に基づいた環境質の確保に重点を置く。大気汚染, 水質汚濁, 固形廃棄物・有害物質の排出, 自然資源の悪化といった問題に対処するため, 公害規制法, 行政システムおよび汚染管理を厳格に行なう。以下の政策ガイドラインに沿って, 酸性雨による大気汚染, 工場や有害廃棄物による水質汚

濁の防止を最優先しなければならない。

### 1) 水質汚濁

(イ) 河川沿いまたは海岸地域に汚染をもたらすような工場の建設を規制し、拡張を抑制し、水質の変化を十分に監視する。

(ロ) 生活、工場、農業等から直接汚染水を排出することを防止するための総合水処理システムを建設するため、投資を奨励する。民間部門に対しては、共同投資の奨励ないし特例措置が与えられるべきである。

### 2) 大気汚染

(イ) 二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素およびガソリン中の鉛含有量を人の健康に害を及ぼさないレベルにまで低減するため、目標値を設定する。

(ロ) 発電その他の産業活動用にリグナイトを使用している地域を中心に、酸性雨の発生を防止するため、また、土壌、水資源、森林および地域住民に害を及ぼさない水準を維持するため、生産過程におけるリグナイトの使用方法を改善する。また、採石置場、採鉱または製造工場から発生する粉塵を除去する措置をとる。

### 3) 固形廃棄物

(イ) 民間部門の果たすべき役割を共同投資ないし特例措置により奨励し、固形廃棄物を収集、輸送、最終処理および再利用に至るまで体系的に処理するため、適正な政策および措置を策定する。

(ロ) 資源の節約、収集・破壊費用の低減および汚染問題の軽減のために、廃棄物の再利用を奨励する。

(ハ) 農業活動や地域社会から発生する有害廃棄物、例えば、有害廃棄物の容器、使用済乾電池、使用済蛍光灯、病院からの汚染廃棄物の破壊ないし処理を管理し、厳格に実施する。

### 4) 有害・有毒廃棄物

(イ) 鉛、錫、殺虫剤等の有害化学物質について、輸入段階から貯蔵、輸送、製造、移動および販売を経て廃棄、処分の段階に至るまで、一貫した統一的な管理システムを導入する。

(ロ) 化学製品や危険物による事故防止を図るための計画の策定を奨励する。特に、貯蔵、輸送および化学実験室での安全管理措置を重視する。

(ハ) 有害物質に関する情報の普及・提供、訓練、広報活動を促進するとともに、農業において有害物の使用ないし消費によるリスクを減らすため化学物質の使用を低減する。

#### 5) 環境行政・管理

(イ) 都市地域、工業地域、観光地を中心に、地域住民、企業、公的部門の三者間組織による環境状況の監視と環境基準に適合した環境保護が、確実に行われるように努力する。その際、環境規制および保護を担当する公的機関を明確化すべきである。

(ロ) インフラ投資計画の中に環境の保護・保全のための計画を導入する準備を進めるように指導する。学校のカリキュラムの中に環境教育を加えることにより、環境保護の重要性に対する青少年の理解を促進する。

(ハ) 財政的優遇措置を活用し、企業の環境保護プログラムへの投資を促進する。また、環境問題の改善に役立つ設備や材料の開発を行う企業を支援する。

(ニ) 法律で要求された廃棄物処理ないし汚染管理システムを導入せずに環境を破壊している企業に対して、課税等の財政措置を活用する。

(ホ) 都市地域を中心に環境保護のための投資を支援するため、金融機関に対し「環境保護基金」設立の可能性を検討することを奨励する。

(ヘ) 工場の新規立地を総合的廃棄物処理システムへの投資に便利な特定地域に誘導するため、財政金融措置を活用する。

(ト) 歴史的、考古学的価値のある遺跡等の文化遺産の保全を図るとともに、小島、滝、海岸等の自然資源や環境を保全するために、地方レベルの公的機関と住民組織とがそれらに係る行政および、再生、管理のための活動に参加することを奨励する。」

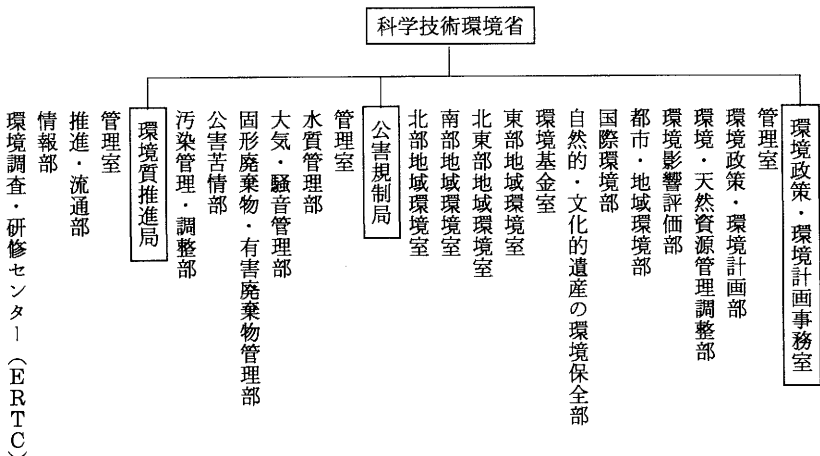
### 3. 1992年の環境行政組織の改革

#### (1) 中央の行政組織

1992年国家環境質向上保全法は、次のような行政組織上の改革を行なった。タイの環境行政は、これまでは、国家環境委員会（National Environmental Board : NEB）と、その事務局である国家環境委員会事務局（Office of National Environmental Board: ONEB）が担当してきた。科学技術環境省のもとに、国家環境委員会事務局が有した機能を整理した。そして、国家環境委員会事務局は、環境政策・環境計画事務局（Office of Environmental Policy and Planning）、公害規制局（Department of Pollution Control）および環境質推進局（Department of Environmental Quality Promotion）の三部局に吸収された（図5-1）。

このうち、環境政策・環境計画事務局は、これまでONEBがもっていた政策調整官庁としての機能を果たすことが考えられる。また、地方の環境行政を充実させるため、地方の4カ所（東部、北東部、南部、北部）に地方分局を設置する

図5-1 科学技術環境省の組織図



こととした（このうち東部はコンケン，南部はソンクラ〔ハジャイ〕，北部はチェンマイに設置される予定である）。

公害規制局は、これまで分散していたタイの公害規制行政を統合することを目的とする。水、大気、騒音、廃棄物のほか、公害苦情、公害の管理・調整などの部から構成される。

環境質推進局は、環境行政の国民へのPR、環境情報の収集、管理などを行なう。ERTC (Environmental Research and Training Center, 後述)はこの局の下に設置されている。

国家環境委員会は、日本の環境庁に位置づけられるものであり、従来は科学技術エネルギー省の下にあったが、新法は同省を科学技術環境省と改めた。これは国の環境部局の格上げがなされたとみることができる。国家環境委員会のメンバーをみると、委員長は首相（従来は副首相）、委員は各省大臣（従来は各省次官）、民間代表を含む学識経験者などがあたる。

国家環境委員会は、以下のような職務権限を有する（13条）。(イ)環境質の向上と保全に関する政策および計画の内閣への提案、(ロ)32条に基づく環境上の措置、(ハ)35条に基づき大臣が提出する環境管理計画の審議および承認、(ニ)37条に基づく県レベルの環境管理事業計画の審議および承認、(ホ)環境質の向上と保全に関する政策および計画を施行するための金融、財政、税制および投資の措置の内閣への提案、(ヘ)本法の追加、改正の内閣への提案、(ト)公害規制委員会が53条(一)に基づき提出する汚染の拡散に伴う危険の防止・対策のための事業計画の審議および承認、(チ)内閣が55条に基づき提出する公害発生源措置の審議および承認、(リ)本法を補強するために必要な命令、規則等の制定の管轄および促進、(ル)行政庁または公共事業体が環境保全に関する法令等に違反し深刻な損害を発生させる可能性がある場合における、首相命令を求める意見の提出、(レ)環境質の向上と保全に関する行政庁、公共事業体および民間の協力および調整を促進するための措置の規定、(ヲ)基金の管理および運営、(ワ)環境状況に関する報告を1年に1回以上内閣に提出すること、(ヰ)本法またはその他の法律に規定する国家環境委員会の職務権限に基づく職務の遂行。

## (2) 公害規制委員会 (Pollution Control Committee) の設置

公害規制委員会は、これまで関係機関でバラバラに行なわれてきたタイの環境行政および政策の立案・検討を統一的行なうために設置された。事務局は公害規制局に置かれている。

## (3) 地方における環境行政の充実

タイの地方における環境行政はこれまでは十分に機能してこなかったが、この改革では、地方における環境行政の充実を企図している。すなわち、新法は、タイの地方自治体 (73県) がそれぞれの地域に見合った環境保護計画を策定することとし、国はこれを積極的に指導、支援することとした。

### Ⅲ 環境法の体系——公害法、環境法の改革

タイ環境法の主たる体系は図5-2のとおりである。1992年に公害法、環境法に係る基本制度の改革が行なわれた<sup>(16)</sup>が、このうちでも、国家環境質向上保全法は、タイにおける今後の公害・環境行政の基本となる総合的な法律である。

#### 1. 国家環境質向上保全法 (Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act, B.E.2535 (1992))

本法は、1975年国家環境質向上保全法 (1978, 79年に改正) を廃止し、新たに、タイの基本的な公害・環境法制度を確立するために制定されたものである。

図5-2 タイの公害・環境法の体系

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1. 公害法, 環境法     | — | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1967年鉱物法——鉱害規制</li> <li>• 1969年工場法→工業省告示——工場排水基準</li> <li>• 1992年国家環境質向上保全法</li> <li>• 1992年工場法</li> </ul> |
| 2. 森林, 公園, 野生生物 | — | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1941年森林法</li> <li>• 1960年野生生物保護法</li> <li>• 1964年森林保存法</li> <li>• 1967年国立公園法</li> </ul>                    |
| 3. 天然資源の利用      | — | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1947年漁業法</li> <li>• 1967年鉱物法</li> <li>• 1971年石油法</li> </ul>  |
| 4. 土地利用規制       | — | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1954年土地法</li> <li>• 1975年農地改革法</li> <li>• 1979年建築規制法</li> </ul>  |

(1) 法改革の要因

法改革の要因としては、次の4点を指摘することができる。

(イ) 都市部における公害問題の急激な悪化

タイの経済活動の飛躍的發展に伴い出現した、バンコクにおける大気汚染、水質汚濁を中心とする公害問題が特に深刻である。これは近年のタイ内外の研究調査において強調されてきた問題である。

(ロ) パタヤ、プーケット等のリゾート地における環境問題の悪化

タイの代表的国際的リゾート地域における環境悪化問題は、観光立国を銘打つタイ国としては、ぜひとも解決しなければならない問題である。

(ハ) アナン暫定政権の環境重視の政策方針

プミポン国王、アナン暫定政権（当時）が特に環境問題に熱心であったこ

とが指摘されている。

(二) 1992年コンケン事件

1992年3月、タイ東北部コンケンのチー川 (The Chi River) で汚染事故が起きた。紙パルプ (ダンボール) 工場の火災が原因で、精糖工場のさとうきびの糖蜜が川に流れ出し、魚が死亡、3000万円の損害が生じたといわれている。従来の工場法や漁業法による対応では不十分なことが明らかになり、この事件が法改革の直接的原因になった。なお、その後、精糖工場、紙パルプ工場に対し操業停止命令が出された。さらに、政府の環境回復開発委員会は河川沿いの工場立地規制<sup>(17)</sup>を検討している。

(2) 新法の概要

新法は7章、115カ条から成る<sup>(18)</sup>。最初に、定義規定、NGOの活用に関する規定などが置かれる (1条~11条)。各章の項目は次のとおり。

第1章 (12条~21条) —— 国家環境委員会 (NEB)

第2章 (22条~31条) —— 環境基金 (Environmental Fund)

第3章 (32条~51条) —— 環境保護

第1節：環境基準，第2節：環境管理計画，第3節：保全および環境保護地域，第4節：環境影響評価

第4章 (52条~93条) —— 公害規制

第1節：公害規制委員会 (Pollution Control Committee)，第2節：排出基準，第3節：公害規制地域，第4節：大気汚染および騒音，第5節：水質汚濁，第6節：その他の公害および有害廃棄物，第7節：モニタリング，検査および管理，第8節：費用および罰則

第5章 (94条~95条) —— 推進方法

第6章 (96条~97条) —— 民事責任

第7章 (98条~111条) —— 刑罰規定

経過規定 (112条~115条)

(イ) 公害規制委員会 (Pollution Control Committee) の設置



新法はタイの基本的な公害規制行政を行なう中核的行政機関として、公害規制委員会を設置するとともに、これに対し強力な権限を与えている。

公害規制委員会の構成は以下のとおりである（52条）。すなわち、委員長は科学技術環境省事務次官。委員は、地方行政局長、警察局長、陸上輸送局長、港湾局長、鉱山局長、工業局長、健康局長、農業局長、環境質推進局長、バンコク市助役、その他国家環境委員会の任命する5名以内の者、および公害規制局長および同職員（事務局を兼ねる）が担当する。

#### (2) 公害防止重点地域の指定

地域・地方の公害防止、環境保全を重点的に図るために、公害防止重点地域を指定することができることとした。指定地域では、国の基準より厳しい基準を設定することができる。1992年に第1号として、パタヤとブケットが指定された。両地域では、新設された環境基金からの支出を当てた污水处理施設の建設が計画されている。さらにその後、ハジャイ地区、ソククラ地区の一部、ピーピーアイランドなども地域指定がなされたようである。

国家環境委員会は、汚染によって人の健康に危険を及ぼす地域、あるいは、環境質に損害を与えるような地域を公害防止重点地域（汚染物質規制地域）に指定する（59条）。公害防止重点地域に指定された地域の地方行政官は、37条に基づく県レベルの環境管理事業計画の策定において、その地域内の汚染物質の抑制および除去に関する事業計画を策定し、県知事に提出する。汚染物質の抑制および除去に関する事業計画の策定は、以下のように行なう（60条）。

- 1) その地域内の汚染発生源に関する調査および情報収集。
- 2) 1) について、汚染発生源の数、種類および規模に関する詳細な報告書の作成。
- 3) その地域内の汚染物質の抑制および除去のために適切かつ必要な措置をとるための、汚染状況、問題状況の深刻度および環境質に及ぼす影響に関する研究、分析および評価。

この事業計画では、公共の総合廃水処理設備の建設あるいは運営についての経費見積、国家予算、資金の申請書を提出する（61条）。また、公害防止重

点地域について総合廃水処理設備や総合廃棄物処理設備を設置するために土地を確保する必要があるが、公有地を確保することができない場合は、民有地を立地場所として選択する。経費がかかる場合は、県レベルの事業計画において経費見積、国家予算、資金の申請書を提出する（62条）。県知事は、60条に基づく地方行政官の職務を管轄し、地方行政官が適当な期間内に職務を行うことができない場合は、地方行政官および国家環境委員会に通知した上で、その職務を代行する権限を有する（63条）。

#### （ハ）環境基金の設立

環境基金は大蔵省のなかに設置されている（22条）。基金の規模は50億パーツで、既存の燃料油基金45億パーツと政府予算5億パーツなどが拠出される（根拠は同条）。この基金は、以下のような活動および目的のために使用される（23条）。すなわち、1）中央廃水処理施設または中央廃棄物処理施設の設置（土地の取得等の費用を含む）および稼働費用として、無利子で融資される。2）大気汚染監視システム、廃水処理施設または廃棄物処理施設のために地方政府または国営企業に融資される。3）個人の事業活動による大気汚染、廃水、廃棄物その他の汚染物質の処理のために個人または本法に基づくサービス契約者（Service Contractor）に融資される。4）基金委員会が適当と認め、国家環境委員会が承認した環境質の推進および保全に関する活動に対して助成または授与される。5）基金の運用資金。

基金委員会は、これらの活動のための割当をし、また、関係諸規定に定められた権限を有する（25条）。割当にあたっては、廃水処理プラント、廃棄物処理施設の建設・稼働を目的とする、39条に基づく環境質管理のチャンワット行動計画（Changwat Action Plan）に第一順位が与えられる（27条）。

地方政府、国営企業または私人に対する貸付の割当は、国家環境委員会が定めた規則および条件に従い基金委員会が決定する（28条）。

以上みたように、同基金は環境汚染の浄化を主たる目的としたものであり、補償を目的としていない。

今回タイに導入された基金は、日本の（旧）公害防止事業団（（現）環境事業

団)の役割を果たすものであろう。<sup>(19)</sup>

## (二) 全国の一律の提出基準の設定

### 1) 概要

公害規制局は、全国一律の排出基準を新しく設定することができる。工場排水だけでなく、生活排水（ホテル、コンドミニアム、病院など）についても基準を設定することができる。タイでは、排水、排気（黒鉛）の基準はこれまで工場法によって規制されてきたが、本法は、工場法よりも厳しい基準値を定めることができるとし、これに優先権をもたせている。排ガス規制についてはEC指令を参考にしているようである。<sup>(20)</sup>

担当大臣（以下、大臣という）は公害規制委員会の助言および国家環境委員会の承認により、本法に基づく環境基準を維持するために、汚染発生源からの排水、排気、廃棄物、その他の汚染物質の排出規制について、汚染発生源規制措置を官報で公布する権限を有する（55条）。別の法律では汚染発生源からの排水、排気、廃棄物、その他の汚染物質の排出規制について規定されており、それによる基準が55条に基づき大臣が規定する基準より厳しいときは、それはなお効力を有するが、逆に、緩やかな基準のときはその法律に基づく権限を有する行政庁は、本法基準に従って改正しなければならない（56条）。特定行政庁の特定汚染発生源の規制措置の権限については、別の法律が規定しているが、その行政庁が権限を行使しないときは、大臣は公害規制委員会の助言および国家環境委員会の承認のもとに、それに対する規制措置を官報で公布する権限を有し、それは法的な措置とみなされる（57条）。県知事は必要に応じて59条に基づき大臣が規定する汚染発生源規制措置、あるいは、その他の法律に基づき規定され、56条に基づき施行される措置より厳しい基準の規制措置について規定する権限を有する（58条）。

### 2) 大気汚染、騒音（64条～68条）

自動車は55条で定められた排出基準に適合しなければならない（64条）。64条に違反する自動車に対して、当局は、永久にまたは排出基準に適合するように改善されるまで、その使用を禁止させることができる（65条）。かかる

禁止命令は、「永久使用禁止」、「一次的使用禁止」などの明確な文言（マーク）で行なわれる（66条）。当局は、65条の義務を遂行するため、自動車を停止させ、エンジンおよび備品について必要な検査を行なうことができる（67条）。

大臣は、公害規制委員会の助言を得て、55条で定められる排出基準に適合するように、煙、ガス、塵その他の大気汚染物質の汚染源の種類を特定し、その排出を制限することを官報で明らかにすることができる（68条）。

### 3) 水質汚濁（69条～77条）

大臣は、公害規制委員会の助言を得て、55条または他の法律で定める（56条）排出基準に適合するように、公共水源その他外界への廃水の制限を官報で行なう（69条）。69条に基づき、汚染発生源の所有者あるいは占有者は、廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備を建設または設置する義務を負う。その際、担当官は、所有者または占有者に対し、建設あるいは設置される廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の管理者を設置することを義務づけることができる（70条1項）。

公害防止重点地域または公共の総合廃水処理設備が設置されている地域では、70条1項に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者で、廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の建設または設置をまだ行っていない者、またはそれを望まない者は、自己の事業経営から発生する廃水あるいは廃棄物を、当該公害防止重点地域あるいは地域内にある総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備に送付し、処理する義務を負い、かつ、本法または関連法が規定するサービス料金を支払わなければならない（71条）。公害防止重点地域または行政庁が総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置した地域で、70条に該当する汚染発生源の所有者あるいは占有者を除くすべての汚染発生源の所有者あるいは占有者は、自己の汚染源から発生する廃水あるいは廃棄物を、その公害防止重点地域あるいは地域内の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備に送付し、処理する義務を負い、本法または関連法が規定する費用を支払わなければならない。ただし、その汚染発生源に自己の廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備があり、本法が規定する基準に基づき

廃水し、あるいは、廃棄物を処理できる場合はこの限りでない（72条）。地方行政官の許可を得ない廃水処理、廃棄物処理あるいはサービスの請負は禁止される（73条）。行政庁が総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置していない公害防止重点地域で、廃水あるいは廃棄物処理サービスの請負業者（許可取得者）がいる場合は、71条および72条に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者は、地方行政庁が規定する規制、方法および条件に基づき、また汚染物質規制官の助言により、自己の発生源からの廃水あるいは廃棄物をサービス請負業者に送付し、処理を行なう（74条）。公害防止重点地域、または行政庁がまだ総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置しておらず、廃水あるいは廃棄物処理サービス請負業者がいない地域では、地方行政官は担当官の助言により、必要に応じ、その地域において総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備が建設、設置および運転されるまで、71条および72条に該当する汚染発生源から発生する廃水あるいは廃棄物の処理について、臨時の方法を規定することができる（75条）。国家予算あるいは地方行政体の収入および本法に基づく基金を用いて総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置する行政体あるいは地方行政庁は、その行政体あるいは地方行政庁が設置する総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の運営および管理を行なう権限を有する（77条）。

#### (ホ) マンパワーの充実

新法は、国家環境委員会のメンバーに学者、民間人を登用することができることとし、また、環境行政の推進を実効的に行なうため、一定のNGOに協力を求めることができることとした。

環境質の保全・改善に国民の参加を促すために、政治的あるいは営利の目的をもたないタイ法または外国法に基づく法人たる民間団体で、直接に環境保全あるいは天然資源保護活動を行なう者は、省令が規定する規則、方法および条件に従い、科学技術環境省に対し環境保全および天然資源保護に関する登録を申請することができる（7条）。そして、同条に基づき登録された民間団体（以下、登録民間団体という）は、以下の項目について行政庁の援助また

は支援を受ける(8条)。

1) 行政官の職務を補佐するボランティアの配置, 2) 環境保全および天然資源保護に関して公衆に的確な意識をもたせる広報または情報提供, 3) 地域の環境保全および天然資源保護のための事業または活動を開始する地域住民への援助, 4) 汚染物質の遺漏または拡散によって損害を被った住民の賠償・補償請求訴訟の原告代表に対する法的援助。

さらに、基金委員会は、国家環境委員会の承認により、特定の活動を支援するために、登録民間団体に対し補助または融資を行ない、あるいは、登録民間団体は、国家環境委員会の有識者委員として民間の代表を内閣に推薦することができる(8条)。

#### (v) 汚染者負担の原則、厳格責任の原則の導入

新法は、汚染者負担の原則(PPP)と厳格責任(Strict Liability)の原則とを導入しており、環境汚染者の責任を厳しい内容のものにした。また、被害者は損害賠償請求にあたり加害者の故意、過失および因果関係の立証責任を負わないことが明記された(96条)。96条1項は次のように規定する。

「他人の生命、身体、健康に危険を及ぼしまたは他人あるいは公共の財産に損害を及ぼす汚染物質を遺漏、拡散した汚染源の所有者または占有者は、その遺漏または拡散が汚染源の所有者または占有者の故意、過失によるものであるかどうかを問わず、賠償あるいは補償の責任を負う。ただし、汚染物質が以下の原因で発生したことを証明した場合はこの限りでない。(1)不可抗力、戦争、(2)政府または政府職員の命令に基づく行為、(3)被害者自身、またはその汚染物質の遺漏、拡散に直接、間接の責任を有するその他の者の行為あるいは行為のけ怠」。

#### (b) 罰則の強化

新法は、罰金の額を増額するとともに、新たに禁固刑を設けた。例えば、9条に基づく命令に違反しあるいは従わなかった者、またはその命令に基づく行為を妨害した者は1年以下の禁固または(および)10万バーツ以下の罰金を科す。この場合に損害を発生させたときは5年以下の禁固または(お

よび) 50万バーツ以下の罰金を科す(98条)。違法に国有地を侵害または占拠した者、あるいは43条が規定する環境保全区域で天然資源あるいは保護文化財を破壊し、または環境質に影響する汚染物質を発生させた者は、5年以下の禁固または(および) 50万バーツ以下の罰金を科す(99条)、などきめ細かい規定をおいている。

### (3) 新法の評価

以上、新法の概要をみてきたが、次のように評価することができる。

新法は、第1に、公害・環境行政を積極的に推進するため、中央の環境行政庁を科学技術環境省として格上げし、行政組織の改革、変更を行なっている。

第2に、公害・環境行政を積極的に推進するための仕組みをいくつか導入している。注目すべきものとして、公害防止重点地域の指定制度、環境基金、マンパワーの充実などが挙げられる。

第3に、これまで後回しにされてきた地方の環境行政についても、これを推進していくための配慮をしている。地方の環境保護計画、地方分局の設置(4カ所)、NGOの活用などが挙げられる。地方にも目が向けられるようになったことは、環境政策や環境法の進歩を示すものである。日本の経験からは、地方の環境問題については地方自身が十分なイニシアティブをもつことが重要であり、そのために地方自治が十分に確立されなければならないと指摘することができる。<sup>(21)</sup>

第4に、環境汚染者の責任強化が挙げられる。汚染者負担の原則および厳格責任の原則の導入、罰則の強化が図られている。

以上のように、新法における諸制度の改革は、環境行政の積極的推進による公害防止・環境保全を期待できるものであり、全体として評価することができる。1993年12月に東京で開催された国際ワークショップ(開発と環境:日本と「成長圏」アジアの経験)(主催・アジア経済研究所)で、スニーマリカマール教授(チュラロンコン大学法学部)は、新法をタイの従前の環境立法と比べて最

善の法律であるとして高く評価された。もっとも、同教授は、新法が導入した環境基金が被害者の補償を考えていないことは問題であると指摘された。この点については、同教授の研究テーマの一つである日本の公健法の仕組みや機能が参考になる。同教授の今後の研究成果を見守りたい。

新法の制定にあたって、タイの起草者は、日本の法制度を参考にした。今回の調査で面会した公害規制局の担当官は、参考にした法制度は日本の公害・環境法であることを強調した。日本環境庁の話では、タイの担当官が来日し、半年間熱心に日本の公害・環境法制度について調査したということである。タイは、今回の法改革によって（旧）公害防止事業団（（現）環境事業団）のような仕組・制度をタイに定着させようとしているが、これは、ある意味では日本の従来の公害・環境法制度が国を越えてどれだけ普遍性をもっているか試されていると考えることもでき、日本はタイにおける新法の運用に関心<sup>(22)</sup>をよせなければならない。

問題は、これらの仕組や法制度が的確に運用されるかどうかにかかっている。多くの発展途上国と同様、タイにおいても、法律の運用状況が十分でないことが従来より指摘されており、例えば、工場廃水は工場法に基づく工業省令が日本より厳しい環境基準を設けているが、廃水は未処理のまま直接河川に排出されており（生活廃水、農業廃水についても同様）、また、天然資源利用の規制については、資源の合理的かつ持続的利用を図るため、私的利用について許可制がとられている。（ただし漁業資源を除く）が、実際には許可を得ないで利用する違法行為が多数行われているといわれる。

今回の行政組織の改革は、運用の実効性を期したものであろうが、新法は、環境行政官の工場立入権については明示していない。これまで工場立入権をもち、発言力が強いと言われてきた工業省との関係に注目しなければならないであろう。平山氏は、タイの環境法の規制は工業省が担当し、かつ地方の権限が小さいので規制の実効性については悲観的な見方をする者が多いと指摘される<sup>(23)</sup>。

他方において、タイの行政の継続性、安定性は高いと評価する見方もある。



法改革が成功するかどうかは、1992年9月13日の総選挙の後に成立したチュワン新政権の環境政策に注目しなければならない。具体的にどのような運用がなされるのかが改革の成否の鍵である。

## 2. 工場法 (Factory Act, 1992年)

### (1) 概要

1969年工場法 (仏歴2512年)は、75年、79年の改正に続き、84年 (仏歴2528年)に改正された (84年改正では違反に対する罰則の強化等が図られた [43条~50条の2]) が、92年に、新しい工場法 (92年法。仏歴2535年) が制定された (同年4月9日公布、7月8日施行)。

タイにおける公害法の発展形態に関する特徴として、工場法に規定された労働環境安全の延長線上に環境保護の考え方が発展していることが指摘されている。<sup>(24)</sup>

本法は3章、68カ条から成る。総則 (1条~6条)、第1章 (7条~31条) ・工場操業、第2章 (32条~44条) ・工場監督、第3章 (45条~65条) ・罰則、経過規定 (66条~68条) である。改正の主要点は以下のとおりである。<sup>(25)</sup>

#### (イ) 工場の操業 (engagement)

第1に、工場をその種類、形態あるいは規模に基づき3種に分類し、大規模工場など第3種工場は操業に許可を必要とする、中規模工場など第2種工場は届出を必要とする、小規模工場と第1種工場は許可や届出を必要とせず自由に操業できるとした (7条)。同法における工場とは、物の生産、組立、梱包、修理、メンテナンス、検査、改造、変形、輸送、貯蔵、解体のために5馬力以上の機械を使用するか、または機械の使用の有無にかかわらず7人以上の労働者をおいて操業する建物、場所または車両をいう (4条)。

工場の操業を監督するため、工業省担当大臣 (以下担当大臣という) は、工場が遵守しなければならない行政規則 (ministerial rules) を以下のように定めることができる (8条)。

すなわち、1) 工場の立地、環境、建物の性質または内装・内部に関する基準の設定、2) 工場で使用される機械、設備等の性質、形態、種類の決定、3) 工場の形態、種類または規模に応じた特別労働者が各工場の義務を遂行するための条件の決定、4) 工場またはその周辺の人身・財産に対する危害やトラブルを防止・軽減するために遵守されるべき基準、生産工程およびその他の設備等の設置の決定、5) 工場の操業によって環境に悪影響を及ぼす廃棄物、物質の排出を規制する基準および方法の決定、6) 法律に適合しているかどうかを監督・検査するための必要書類の設置の決定、7) 工場の労働者が知らなければならない必要情報の決定、8) 工場の操業から引き起こされる危害を防止・軽減するためのその他の安全保護の決定。

第1種工場の操業は、8条によって定められる行政規則の基準に適合しなければならない(10条)。第2種工場の操業は、8条によって定められる行政規則の基準に適合しなければならないが、また、操業の開始にあたりあらかじめ当局にその届出をしなければならない(11条)。第3種工場の操業は、当局から許可を取得し、8条によって定められる行政規則の基準に適合しなければならないが、いかなる者も許可の取得前に工場を操業することはできない(12条)。許可(証)は、27条に基づく工場の移転を除き、操業開始から5年間有効である(14条)。更新は可能である(15条)。工場の操業または更新の不許可に対しては、30日以内に担当大臣に対して異議を申し立てることができる。担当大臣の裁定は終審である(16条)。

担当大臣は工業地域を設定する権限を有する。担当大臣が設定した工業地域内および別に定められている工業団地法に基づく工業団地内における工場については、第2種工場は11条による工場操業の届出が、第3種工場は12条による工場建設の許可の取得が免除される。ただし、工場の操業については、同法に従わなければならない(30条)。

#### (四) 工場の監督

同法は、工場の監督に関する規定を設けている(32条以下)。

担当大臣は、経済、環境保護、国家・公衆の安全および治安のために、内

閣の承認を得て、官報に公表することにより、以下のことを行なうことができる(32条)。すなわち、第1に、工場の建設、地方への拡張、あるいはそれらの拒否を行なう場合に、その工場の数および規模を決定すること。第2に、工場で使用あるいは生産される、(i)工業原料の種類、質、量、(ii)原料源、(iii)エネルギーの要素・種類、を決定すること。第3に、建設あるいは拡張される工場で生産される製品の種類または品質を決定すること。第4に、工場建設や拡張のための工業製品の輸出入を制限すること。

また、工場調査官は、工場内の立入検査、製造物のサンプル入手、会計帳簿・関連書類などの没収(35条)、違反者の逮捕(36条)、工場および付近に対して損害を与えると思われるときの中止命令を発する権限(37条)を有する。

さらに、環境破壊を現に引き起こし、またはその恐れがあるため、工場操業者に改善命令を発しても実行しない場合は、工業省自ら当該工場の改善措置を執行する権限を有する。その際の費用は工場操業者の負担となるが、操業者が支払うまでの間、工業省は一時的に国家環境基金に対して費用の立替を求めることができる(42条)。

#### (イ) 罰則

同法は、同法の違反に対する罰則規定をおいている(45条以下)。例えば、8条(1)(2)(3)(4)(5)または(8)に基づく行政規則、あるいは同規則に基づく大臣命令に違反した者は、20万パーツ未満の罰金(45条)。8条(6)(7)に基づく行政規則、または同規則に基づく大臣命令に違反した者は、2万パーツ未満の罰金(46条)が科される。

また、第2種工場を操業開始の届出をしないで操業した場合、6カ月以下の懲役または5万パーツの罰金が科され若しくは併科され(48条)、第3種工場を無許可で建設した場合、2年以下の懲役または20万パーツの罰金が科され若しくは併科される(50条)。

さらに、37条の違反者に対しては1年以下の懲役または10万パーツの罰金が科され若しくは併科される(57条)。

表 5-5 工業省産業環境部による工場排出基準 (抄録)

物質	排出源	基準値	物質	排出源	基準値	
Particulate	ボイラー・溶鉱炉	0.3g/Nm <sup>3</sup> 0.5g/Nm <sup>3</sup> 400mg/Nm <sup>3</sup> 400mg/Nm <sup>3</sup> 500mg/Nm <sup>3</sup> リングレマンスケール 40%未満 (dust) 300mg/Nm <sup>3</sup> (AI) 50mg/Nm <sup>3</sup> 0.05lb/min	アルデヒド	全排出源	0.05lb/min	
	重油 (燃料用)		アンモニア	ガスプラント	25ppm	
	石炭 ( " )		鉄鉱	アンチノミー	全排出源	25mg/Nm <sup>3</sup>
	セメント・カルジウム			アルマティクス	"	0.05lb/min
	カーバイドプラント			アスベスト	"	27 μg/Nm <sup>3</sup>
	岩・砂結合プラント (年5万トン以上生産量)			アルセニック	"	20mg/Nm <sup>3</sup>
Smoke opacity	その他		ベリリウム	"	10 μg/Nm <sup>3</sup>	
	ボイラー・溶鉱炉		カルボニルス	"	25ppm	
			水銀	"	0.1mg/Nm <sup>3</sup>	
			CO	"	1,000mg/Nm <sup>3</sup>	
アルミニウム	溶鉱炉		SO <sub>2</sub>	バンコク・その周辺	400ppm	
			NOx	その他地域	700ppm	
アルコール	全排出源				2,000mg/Nm <sup>3</sup>	

表5-6 大気質基準

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

汚染物質	1時間 平均値	8時間 平均値	24時間 平均値	1年間 平均値	測定方法
CO	50	20	—	—	非分散型赤外 ガス分析法
NO <sub>2</sub>	0.32	—	—	—	化学発光法
SO <sub>2</sub>	—	—	0.3	0.1*	パラロザリニン法
SPM	—	—	0.33	0.1*	重量法
O <sub>3</sub>	0.2	—	—	—	化学発光法
Pb	—	—	0.01	—	原子吸光分光光度計

(注) \*幾何平均値。

(出所) 環境庁。

表5-7 自動車排ガス排出基準

機 関		排出基準		
		測定法	最大許 容限度 (%)	
(1) ONEB	黒煙	Bosch	50	1)二つの測定法 の最大値
		Hartridge Bosch	52 40	2)二つの測定法 の平均値
	CO	Non-Dispersive Infrared Detection	6	1)アイドリング 2)二つの方法の 平均値
(2) 警察局	黒煙	Smoke meter	40	
(3) 陸運局	黒煙	Bosch	50	
		Hartridge Bosch	52 40	
	CO	Non-Dispersive Infrared Detection	6	

(出所) 中島興基「タイ」(『海外進出と環境汚染シリーズ(タイ)』[TALISMAN 別冊] 1993年)より転載した。

表 5-8 地表水の水質基準

## (1) 地表地の水質の分類と用途

パラメーター	単位	統計量	水の用途別基準値				
			1	2	3	4	5
水温	℃	—	n	n'	n'	n'	—
pH	—	—	n	5~9	5~9	5~9	—
容存酸素量	mg/ℓ	(%) P20	n	6	4	2	—
BOD (5日20℃)	"	(%) 80	n	1.5	2.0	4.0	—
大腸菌群数 総数	MPN/100mℓ	(%) 80		5,000	20,000	—	—
ふん便性	"	(%) 80		1,000	4,000	—	—
硝酸塩	mg/ℓ	最大許容量	n		5.0		
アンモニア	"	"	n	← 0.5 →			—
フェノール類	"	"	n	:	0.005	:	—
銅	"	"	n	:	0.1	:	—
ニッケル	"	"	n	:	0.1	:	—
マンガン	"	"	n	:	1.0	:	—
亜鉛	"	"	n	:	1.0	:	—
カドミウム	"	"	n	:	0.005 <sup>1)</sup>	:	—
六価クロム	"	"	n	:	0.05 <sup>2)</sup>	:	—
鉛	"	"	n	:	0.05	:	—
総水銀	"	"	n	:	0.05	:	—
ヒ素	"	"	n	:	0.002	:	—
シアン	"	"	n	:	0.01	:	—
放射能					0.005		
α線量	ベツクエル/ℓ	"	n	:	0.1		
β線量	"	"	n	:	1.0	:	—
全農薬	mg/ℓ	"	n	:	0.05	:	—
DDT	μg/ℓ	"	n	:	1.0	:	—
α-BHC	"	"	n	:	0.02	:	—
ディルドリン	"	"	n	—	0.1	:	—
アルドリン	"	"	n		0.1	:	—
ヘプタクロルと ヘプタクロル エポキシサイド	"	"	n	:	0.2	:	—
エンドリン	"	"	n	← none →			—

(注) (1)n: 自然な状態, (2)n': 自然な状態から3度以上変化しないこと, (3)1): 硬度 100mg/ℓ (CaCO<sub>3</sub>) 未満のとき, 2): 硬度 100mg/ℓ (CaCO<sub>3</sub>) 以上のとき。

## (2) 水域の用途別類型分類

類型	水の状態	利 水 目 的
1	きわめてきれい	1. 保護（殺菌以外の水処理は不要） 2. 生態系の保全（生物が自然の状態で繁殖できる）
2	非常にきれい	1. 水道（通常の水処理で可） 2. 生活および漁業のための水生生物の保護 3. 漁業 4. レクリエーション
3	きれい	1. 水道（通常の水処理が必要） 2. 農業
4	ややきれい	1. 水道（特別の水処理が必要） 2. 工業 3. その他の活動用
5	1～4以外	1. 船舶の航行

（出所） 表5-7に同じ。

## (2) 評価

新工場法は、環境に影響を及ぼす工場を実質的に把握して、これを国のコントロールの下におくことを目的とし、そのための諸規定をおいている。

旧法は、すべての工場に対して許可を求めていたため、今回の改革は一見後退のようにも見えるが、むしろ公害規制の行政をより実効あらしめるための改革であると受けとめるべきであろう。

## 3. 大気、水質、自動車騒音の基準

タイは現在、大気、水質（内水、海岸・河川、地下水）、騒音・振動に関する環境基準を有し、また、工場排出基準、自動車排ガス排出基準などを有している。基準の一部を図示した（表5-6～5-9）。

表 5-9 自動車の騒音基準

機 関	自動車 の種類	基準値と測定方法	備 考
(1) 環境庁 (ONEB, Office of the National Environment Board)	全車種	1. マフラーから7.5m離れて測定した場合に85dBA,あるいは0.5mの場合は100dBAを超えてはならない。 2. 2回の測定値が2dBA以内の場合は大きい値を使用。 3. 自動車は静止状態にし、エンジンの条件は以下のとおりとする。 a) ディーゼル：最大回転速度 b) ガソリン：最大回転速度の3/4で無負荷 c) オートバイ：最大回転速度が5,000回/分を超える最大回転速度の1/2。 5,000回/分未満の場合は、最大回転速度の3/4	試験場所、施設、検査等について別途定められている
(2) 警察局 (The Police Department)	全車種	自動車は静止状態。通常のエンジン状態。騒音レベルはマフラーから7.5m離れて85dBA, 0.5m離れて100dBAを超えてはならない。	試験場所等について特記なし
(3) 陸運局 (Department of Land Transport)	全車種	自動車は静止。ディーゼル、ガソリンエンジンともに測定時の状態と騒音レベルはONEBのものと同じ。	ONEBの項に準ずる。

(出所) 表5-7と同じ。



## Ⅳ 紛争処理

タイでは公害問題が社会問題となったことはあるが、典型的な公害問題が裁判で争われた例はごく少ない。これについては、被害者の多くが裁判をすだけの経済的余裕がないこと、法律知識がなく権利意識が希薄なことなどがその理由として考えられる。紛争の多くは、裁判外の和解で処理されている。これが現在の実情である。<sup>(26)</sup>

### 1. 民事救済

被害者は、民法典420条に基づき、損害賠償請求をすることができる。この場合、被害者は相手方の故意・過失、因果関係を立証することを要す。他方、前述のように、国家環境質向上保全法92条は、被害者は故意・過失の立証および因果関係の立証を不要として、被害者救済を図っている。今後は徐々に、公害・環境訴訟が活発になることが考えられる。

### 2. 行政機関による直接介入

前述のように、新法は、行政庁による監督を実効あらしめようとして、種々の規定を置いている。一定の場合に、行政機関が直接介入し、迅速かつ効果的な命令を出すことがある。ポン川の紛争処理の事例が報告されている。

### 3. 刑事罰

新法が刑事罰を強化したことについては先に述べたとおりである。

## V 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、国家環境質向上保全法の第3章第4節が規定している。すなわち、大臣は、環境の質の向上および保全のため、国家環境委員会の承認に基づき、環境影響評価報告書を提出し、47条～49条に基づく承認を義務づけ、さらに、行政庁、公共事業体または民間プロジェクトあるいは事業の種類および規模を官報で公布する権限を有する（46条）。46条に基づき環境影響評価報告書を作成すべきプロジェクトあるいは事業が内閣の承認を受けなければならないものであるときは、当該プロジェクトあるいは事業を管轄する行政庁または公共事業体は、影響評価を事前にまとめ内閣の審議資料として提出する（47条）。

他方、46条に基づき環境影響評価報告書を作成すべきプロジェクトあるいは事業が、建設または運営の開始前に法的許可を受けなければならないときは、許可申請者は許可権限を有する担当官および環境政策企画事務局に環境影響評価報告書を提出する。担当官は、49条に基づき環境政策企画事務局から環境影響評価報告書の審査結果について通知を受けるまで許可命令を延期する。環境政策企画事務局は、提出された環境影響評価報告書および添付書類を審査し、不備等が認められるときは、提出時から15日以内に許可申請者にその旨を通知する。不備等が補正された場合あるいは適的な報告書および添付書類が提出されたときは、提出時から30日以内に報告に関する基本的見解をまとめ、専門委員会の審査に諮問する。専門委員会は、学識経験者および許可権限を有する担当官（またはその代理人）で構成され、国家環境委員会が任命する（以上48条）。

48条に基づく専門委員会による審査は、環境政策事務局から環境影響評価報告書の提出を受けた日から45日以内に終了させる。この期間に終了しなかったときは専門委員会はこれを承認したものとみなされる。そして、専門

委員会が環境影響評価報告書を承認した場合は、担当官は申請者に対し許可の命令をする（49条）。専門委員会または専門委員会が委任した担当官は、必要に応じて申請のあったプロジェクトまたは事業の所在地を調査する権限を有する（50条）。

ところで、1975年国家環境質向上保全法（Improvement and Conservation of National Environmental Quality Act, 1975）は、1979年の改正で、環境アセスメント手続について重要な改正を行っていた（17条1項、18条、19条）が、同法に基づき科学技術エネルギー省が81年7月14日に発表したプロジェクト等の形態および規模は、次のように定められている。これらは、現行法にも受け継がれている。

- (1) ダム・貯水池（貯蔵量1億立法メートル以上あるいは貯蔵表面積15平方キロメートル以上）
- (2) 灌漑（広さ12,800ヘクタール以上）
- (3) 民間飛行場（規模を問わない）
- (4) 川、沿岸、湖、ビーチあるいは国立公園に近接する環境良好地でのホテル・リゾート施設（80部屋以上）
- (5) 革命党告知290号（仏歴2515年11月24日）で示される大量交通システムおよび高速道路交通（規模を問わない）
- (6) 鉱業法（仏歴2510, 2516, 2522）で示される鉱業（規模を問わない）
- (7) タイ工業用地局により示される工業用地（規模を問わない）
- (8) 商業用港湾（500総トン以上の船舶）
- (9) 発電所（10MW以上の能力）
- (10) 工場
  - (イ) 石油化学（(ロ)(ハ)で必要な原料100トン／日以上）
  - (ロ) 石油精製（規模を問わない）
  - (ハ) 天然ガス（規模を問わない）
  - (ニ) 水酸化ナトリウム等一定の物質の生産原料として塩化ナトリウムを必要とするクロールアルカリ産業（生産能力100トン／日以上）

- (ホ) 鉄鉱、鉄鋼（生産能力100／日以上、他）
- (ヘ) セメント（規模を問わない）
- (ト) (ホ)以外の製錬（生産能力50トン／日以上）
- (チ) パルプ（生産能力50トン／日以上）

環境アセスメントの運用に関する資料は必ずしも十分でないが、まだそれほど徹底して行われているようには思われない。ただし、いくつかの例が報告<sup>(27)</sup>されている。

## VI 環境協力

日本タイ間の環境協力が積極的に推進されようとしており、この点は特筆すべきである。本稿では、環境研究研修センター（Environmental Research and Training Center: ERTC）<sup>(28)</sup>についてとりあげる。

環境研究研修センターは、タイにおける公害規制能力の強化や環境汚染の防止を目的として設立された研究・研修センターである。日本の環境ODAの初めての試みであり、日本からの24億円の無償資金協力で建物が築造された。また、技術協力として、向こう5年間、日本の専門家を同センターに派遣<sup>(29)</sup>することが、日本タイ間で取り交わされている。同センターは、その活動として、(1)モニタリング（大気、水質、騒音、振動、有害物質）、(2)研究、(3)研修<sup>(30)</sup>を行なう。

同センターはバンコク郊外に位置し、現在は四方に緑の空間が広がっているが、やがては日本の筑波研究学園都市のような高度頭脳都市として成長することが期待されている。

なお、同様のセンターはタイのほか、中国（約102億円の無償援助で北京市内に日中友好環境保全センターを建設、専門家の養成、研究などを行なう〔1995年度完成予定〕）、インドネシアでも進められており、途上国が公害問題に自ら対処する能力を向上させることを目的とするこの種の援助は、日本の環境ODA

の一つのあり方を示すものとして評価することができる。<sup>(31)</sup> ちなみに、91年度の日本の環境ODAの実績は約1130億円であり、日本政府は、UNCEDでは、今後5年間で9000億円から1兆円を目標として拡充することを表明している。<sup>(32)</sup>

環境分野における日本の地域協力、国際協力のあり方については各方面で検討がなされているが、<sup>(33)</sup> タイの環境研究研修センターは、その具体例として注目していきたい。

## おわりに

タイにおける1992年の公害、環境法の改革は、実体面の改革とともに、手続や運用面の改革にも重点がおかれており、総じて環境問題に対して真剣に取り組むことを明らかにした、と評価することができる。先にみたようにタイの経済成長は著しいが、それに伴い、都市と農村、あるいは、都市内の経済的水準の格差が著しく拡大した。焼畑やエイズ問題などは貧しさの現れでもある。野村教授は、「タイの人間環境問題、それは自動車排ガスや工場排水といった汚染の問題だけではない。麻薬、売春、エイズ等、人間汚染が最も深刻な問題なのである。こうした問題は、末端の現象を法的に厳しくコントロールするだけでは解決できない。モラルの向上という美文句だけでも無力である。根本はやはり貧困の解決ではないだろうか。開発途上国における人間環境問題を解決するためには、適当な社会、経済開発が不可欠であるということを、タイの調査でよく理解することができる」<sup>(34)</sup>と指摘された。タイにおける産業の振興、貧困の解消、保健・衛生の向上、教育の普及などは、今日、発展途上国の共通の課題である。

以上のように、タイの経済発展およびタイ国民の生活の向上を実現しつつ、環境保全を図ることが求められているのである。タイの経済状況や経済成長律をみると、原則的にはタイの自助努力に期待しなければならず、その

方向に進みつつあるが、それを側面から支えるために、環境と経済の両面に対する日本をはじめ先進諸国からの総合的な支援が期待される（外務省はタイ国内で深刻化してきたエイズ問題〔2000年には患者数は200万～400万人に達するとの予測がある〕の対策に取り組むため1993年度から3年間、プロジェクト方式での技術協力を開始する方針である。<sup>(35)</sup>）かかる支援は、地球環境問題の解決にも資するものである。

今日の環境問題の難しさは、地球レベルの視野をもち、かなり長期のしかも科学的に正確な展望をもって、人々が具体的に行動を開始できるものでなければならない点にある。そのために怠惰であってはならないと考える。本報告を機にタイの環境問題にかかわる論点を深めたいと思う。ひきつづきご教示をいただければ幸いである。

〔注〕

- (1) その経過については、安田信之「タイ憲法改正と総選挙」（『法学セミナー』450号 1992年）12ページ
- (2) 「タイ経済はNIEs（新興工業経済群）と同列に扱われるほど発展し、東南アジア諸国連合（ASEAN）の中心的存在になっている」（『日本経済新聞』社説 1992年9月15日）。これを数字でみよう。タイの名目GDPは、1989年1兆7760億バーツ、90年2兆868億バーツ、91年2兆3810億バーツであり、実質GDP成長率は89年12%、90年10%、91年8.2%であった（*The Compass*, No.7, 1992, p.106）。また、ある統計によると、90年から2010年にかけてのアジア諸国国民総生産伸長率は、タイは4倍に達している（*The Compass*, No.1, 1992, p.24）。さらに、アジア開発銀行『アジア開発展望 1993年版』では、ASEAN諸国は93、94年は成長率は全般に緩やかな改善を見せると予測し、タイは8%前後の成長を遂げるとしている（『日本経済新聞』1993年4月17日）。なおGNPの数字を示すと、名目GNPは88年586.0億ドル、89年681.8億ドル、90年793.5億ドルであり、1人当たりGNPは、88年1074ドル、89年1230ドル、90年1387ドルであった（*The Compass*, No.9, 1993, p.110）。

他方、日本など海外からの活発な投資に伴い、資本財の輸入増により貿易赤字が拡大してきたため（1991年は257億バーツ〔約1285億円〕）、タイ政府は、輸出を振興し赤字の縮小を図ることを目的に、94年に輸出入銀行を設立する方針である（『日本経済新聞』1992年11月25日）。

- (3) 情報の集中・偏りはタイに特有のものではないようである。またタイ行政庁について、平山義康「バンコク雑感——中間報告を兼ねて——」（『かんきょう』1992年12月号）35ページは、文字どおり縦に割れたままの状態での相互の立場の理解が進むといった構造になっていないと指摘する。
- (4) さらに、1992年9月7日付『日本経済新聞』は、「タイ政府は同国の人気リゾート地の一つであるサメット島の閉鎖を検討し始めた。シーフードレストランやバーから海に投げ捨てられた大量のゴミなどで、何年もの間に同島の環境破壊が進んでしまったため。同島は年間約5億バーツ（約25億円）の観光収入を生み出しており、閉鎖になれば40以上の店と100隻前後のフェリーボートが廃業に追い込まれる見込み」と報じており、タイ政府がリゾート地の環境問題に関心をよせていることがわかる。
- (5) 1992年9月の総選挙後民主政権が確立し、また、同年憲法改正によって「民選首相」の規定が盛り込まれ、32年以来政治の実権を握っていた軍部の勢力（17回の軍事クーデターを繰り返した）が徐々に排斥されつつあるといえる。もっとも、依然強大な力をもっていることは否めない。なお、タイ王室は同国の政治や社会の安定上きわめて重要な機能を果たしてきたが、今回の政変でもこれを実証した（『日本経済新聞』1993年1月20日）。以下、政変の経過を時系列的に簡略化してまとめる（『東南アジア月報』〔社団法人東南アジア調査会〕1992年8月、『タイ国情報』〔速報〕1992年10月5日、日刊紙などを引用、参照した）。

1992年

3月 1991年2月軍事クーデター後はじめて、民政移管の総選挙を実施した。しかし、クーデターの首謀者スチンダ将軍が選挙を経ずに首相の座についた。

5月 政変。「流血事件」、「血の5月事件」などとして世界に報道された。

8月1日 5月事件の民主化要求デモ隊を鎮圧した責任者であった空軍司令官兼国軍最高司令官、陸軍司令官、陸軍第1軍艦区司令官を、アナン首相が更迭。その後、タイ国際空港、タイ高速輸送公社など国営企業理事会からの軍人排除の試みがなされた。

9月13日 総選挙を実施。投票率は62.02%（全国）で、前回3月総選挙より2.74%上がった（特にバンコク市内は前回は4.83%上回る47.39%であった）。結果は、旧4野党（軍批判派）が185の議席を獲得し、下院議席（360議席）の過半数181を制した。旧4野党のうち民主党は、知識人や都市中間層に受け入れられ、政治意識の高いバンコクでの健闘が目打ち79議席獲得し、議席数を約80%増やして、第1党となった。チュアン民主党党首は議会制民主主義の定着、議会の場での民主化を要求していた。他方、旧与党系が163議席を獲得したことも注目しておかなければならない。なお、民主化要求デモを陣頭指揮、王宮前でハンストを行い軍に逮捕されたチャムロン氏の法力党（道義党）は地方で6議席増、バンコ

クで9議席減で、47議席獲得、第5党にとどまった。

9月23日 チュアン民主党党首を首班とする連立政権を発足させるための特別国会が9月21日開会、23日に国会議長の名指、国王の認証を受けて、20代タイ首相に就任。

9月29日 5党連立内閣の組閣を終了、国王の承認を受けた。

- (6) 拙稿「最近のタイの環境問題と法」(『ジュリスト』第934号 1989年6月) 116ページ。ごく最近の環境問題の状況については、山口光恒「激変するアジアの環境問題」(『週刊東洋経済』第5124号 1993年) 124ページ。同論文は環境法の状況についても要領よく解説している。
- (7) 『産経新聞』1993年3月12日。
- (8) T・K・ウィー著(拙訳)「東南アジア諸国の森林破壊の状況とその保護政策」(『太平洋地域環境問題論考集』日本環境協会 1991年) 55ページ以下。
- (9) 今回ヒアリングで尋ねたところ、この請求は認められなかったようである。
- (10) 地域別では、北部11万2927ライ、東北部6万6840ライ、東部2万9965ライ、南部1万8528ライ、中部1万3400ライ(社団法人東南アジア調査会編『東南アジア要覧』1991年版)。
- (11) 吉田幹正「タイ・高まる環境問題への関心と対策」(『アジ研ニュース』136号 1992年) 28ページ。『タイ国情報』[日本タイ協会]第26巻3号 1992年 24ページではこれを次のように紹介している。

「1961年には全国土の53%が森林だったが、政府の開墾奨励もあり農地転用が進み、88年には28%に急減してしまった。地球規模の環境問題が考慮される時代となり、政府は国有林内での伐採を全面的に禁止するとともに、今後30年以内に14%に植林をして全国土の40%を森林にする基本計画を立てた。その一環として、東北部の国有保護林地域に侵入して生活している120万人の農民に土地を与え移住させその後を緑化する『国有林内農民土地分譲プロジェクト』(頭文字をとってK・J・Kと呼ばれる)が軍隊の力により実施されたが、各地で農民の激しい抵抗に合い難航した。6月末には東北各地からの農民代表2000人がコーラートに集まり10日間にわたるデモを行なった。同地での政府代表との話合いの結果、遂に政府はこの計画を当面放棄することになった。環境改善も政治問題となり実行は困難である」。

- (12) 野村好弘「第3回太平洋環境会議(バンコク)に参加して」(『日本エネルギー法研究所月報』第99号 1992年) 1ページ。
- (13) その様子は、平山義康「バンコク雑感——中間報告を兼ねて——」(『かんきょう』1992年12月号) 34ページに印象的に述べられている。
- (14) ASEP newsletter, Vol.8, No.4, Dec. 1992, p.10参照。
- (15) 邦訳については、『第7次経済社会開発計画フレームワーク(概要) 1992-



1996] バンコク日本人商工会議所、を参考にした。なお、新計画に関する若干の解説を以下に紹介しておこう。

(i) 『タイ工業情報ファイル』〔社団法人日・タイ経済協力協会〕第43号 1991年10月は、タイの第7次国家経済開発計画を特集し、同計画の主旨が、(イ)安定した経済成長の維持、(ロ)所得と繁栄を全ての地方に普及させること、(ハ)人的資源・生活の質・天然資源・環境、にあることを指摘する。そして、現状の問題点の一つとして環境悪化を挙げ、「過去の開発の結果、環境・天然資源状況は悪化しており、このことは第7次計画にとって重要な問題点となっている。また、土地無し民の増加を招き、慢性的な貧困の足枷となっている。過去の開発は農村部の住民を都市に流入させ、都市の水、騒音、大気汚染など生活環境の悪化を招き、生活の質の低下をもたらした」と指摘している。

環境問題に関連する目標を広く拾いあげると、年間平均経済成長率を8.2%と設定する、年間平均個人所得を1990年度の4万1000バーツから96年度には7万1000バーツに高める、貧困層の人口比率を88年度の23.7%から96年度までに20%以下に引き下げる、出生率を1.2%まで引き下げ、96年度時点での総人口を6100万人とする、死亡率を1000人当たり29人から96年度には23人に引き下げる、公衆衛生環境を改善する、保護森林面積を国土の25%以上に維持する、今後、7年間で3000万ライの土地改良を行い、土地無し農民の土地所有を促進する、珊瑚の保護、チャオプラヤ川、ターチーン川、主要な海岸リゾート地の水質汚染を低減させる、汚染処理能力を年間6万トンから96年度には40万トンに引き上げる、居住区域の騒音度を85デシベル以下にする、ガソリンから発生する年間の鉛量を90年度の1030トンから96年度には300トンに減らす、ディーゼル機関、工業用石炭、発電用石炭から発生する二酸化硫黄の量を96年度までにそれぞれ50トン、190トン、620トンに引き下げる、などである。

(ii) タイ国中央銀行レポート（「1991年のタイ国経済動向」〔『タイ国情報』第26巻1号 1992年〕6ページ）は、タイ国中央銀行レポートの抄訳を掲載している。それによると、「1991年のタイ国経済政策の基本方針は引き続き、(イ)安定確保、(ロ)経済・金融体制の再構築、という中・長期的目標の達成に重点が指向されたが、これはタイが比較的の高い経済成長の持続を志向していることおよび海外諸事情が波乱含みであることなどにかんがみて、より効率的かつ柔軟な経済体制の確立を目的とするものである。安定確保に関しては、消費の抑制と不足がちな資源を効率的に配分するための諸施策が実施された。再構築に就いていえば、金融制度には順次自由化が推進され、また、税制面においても一部の改革は既に実施され、その他のものも現状実施直前の最終検討段階にある」と概観し、「政策および施策」のなかで、以下のように述べている。

「生活水準の改善策として、所得控除限度額の引上げと税率の引き下げにより個

人所得税が引き下げられ、また最低賃金も引き上げられた。さらに、国内市場での品不足に対処するため、豚や家畜の飼料に対する輸入税が引き下げられた。一方、地方の生活の質的改善をはかるため、地方開発計画に対する予算の追加配分、農民援助基金の創設および地方の技能訓練を促進させる施設の増設などの努力が払われた。

環境問題に関しては、エネルギーの節約や環境保全に有効と目される輸入品に対する関税率が引き下げられた。国家森林政策委員会の役割も改善され、森林管理の効率を高めるために森林部門の基本計画が修正された。」

(16) 改革前のタイの環境関連法の一覧については、加藤雅信『現代不法行為法学の展開』有斐閣 1991年 413ページが参考になる。また改革前の環境規制の骨子については、花神豊「地球環境問題とリスク——東南アジアをめぐる状況——」(『保険学雑誌』第536号 1992年) 38ページがとりあげている。

(17) 吉田 前掲論文 28ページ。

(18) 本法の解説については、『サイアム・ビジネス・ニュース』(サイアムビジネスマーケティング社発行)に掲載された邦訳(『海外進出と環境汚染シリーズ(タイ)』[TALISMAN 別冊] 1993年に収録)を参考にした。

(19) 環境事業団法(公害防止事業団法〔1965年〕)は、公害が著しく、または著しくなるおそれがある地域における公害の防止に必要な業務を行ない、もって生活環境の維持改善および産業の健全な発展に資することを目的とする(1条)。この目的を達成するため、公害防止事業団は、次の業務を行なう(18条)。

「一 工場および事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う公害(以下「産業公害」という)が著しく、もしくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために工場もしくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物(これに附随する建物を含む)を設置し、またはこれと併せて当該工場もしくは事業場の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む)を設置し、およびこれらを譲渡すること。

二 前号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設(工場または事業場の共同の利用に供する施設であって、当該地域の工場または事業場の従業員および住民の福利に資するものに限る)を設置し、および譲渡すること。

三 大気汚染による公害が著しく、または著しくなるおそれがある地域において、大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地で、都市公園法2条1項1号に規定する都市公園となるべきものを設置し、および譲渡すること。

四 自然公園法2条1号に規定する自然公園(都道府県立自然公園を除く。以

下この号において同じ)の区域において、利用者の過度の集中に伴う公害を防止するため、同法14条3項または15条3項の規定による認可を受けて、自然公園の利用のための複合施設(二以上の同法2条6号に規定する施設を併せて整備するもので政令で定めるものをいう)であって汚水処理施設その他の公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む)を併設するものを設置し、および譲渡すること。

五 次のイからハマまでに掲げる者に対し、それぞれイからハマまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む)であって政令で定めるものを設置しようとする者→その設置に必要な資金

ロ 公害の原因となる物質による市街地の土壌の汚染を防止または除去するための覆土事業その他の政令で定める事業を行おうとする者→その事業に必要な資金

ハ 水質の汚濁による公害を防止するための施設であって政令で定めるもの(これに附属する施設を含む)の設置に必要な資金の貸付けを行う者(金融機関を除く)→その貸付けに必要な資金

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

ニ 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項1号から4号までの業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。」

発展途上国のタイが公害立法の整備にあたって日本の公害法をモデルにしたことは日本の公害法をあらためて評価・検討する場合の視点を提供するものでもある。

- (20) 山口 前掲論文 126ページ。
- (21) 橋本卓「タイの地方行政」(『地方自治の窓』第41号 12ページ)は、タイの地方自治が十分でないことを指摘している。
- (22) 研究会における木村実拓殖大学教授のコメントを参照。
- (23) 平山 前掲論文 35ページ。
- (24) 作本直行「アジア諸国の環境法序説」(『経済協力法制の現状と今後の課題——アジア諸国を中心に——』アジア経済研究所 1992年)83ページ。
- (25) 本法については、飯田順三「海外法律情報・タイ新工場法の制定」(『ジュリスト』第1016号 1993年)93ページ、があり、また、『サイアム・ビジネス・ニュース』1992年10月13日～15日号、同10月27日～29日号、同11月3日～5日号、に邦訳(『海外進出と環境汚染シリーズ(タイ)』[TALISMAN別冊]1993年に収録)が公表された。さらに、高橋康敏訳『工場法』バンコク日本人商工会議所が公刊され

た。本法の紹介についてはこれらを参考にした。

- (26) 平成4年度『発展途上国環境問題総合研究報告書——海外共同研究(タイ)——タイにおける環境意識と公害紛争処理』(アジア経済研究所 1993年)。
- (27) 瀧口直樹「開発途上国の環境」(『環境研究』第88号 1992年) 50ページ参照。
- (28) 環境協力等に関しては、グリーン・エイド・プラン(Green Aid Plan)をとりあげる必要があるが、ここでは若干の言及にとどめたい。グリーン・エイド・プランは、日本の通商産業省が発展途上国向けの新エネルギー技術支援策として進めている計画である。アジア諸国が直面するエネルギー・環境問題の解決に寄与するため、1991年8月、中尾通商産業大臣(当時)がバンコクで提唱したもので、エネルギー・環境技術移転に係る総合的支援を行なうことを内容としている。すなわち、エネルギー・環境問題に取り組む発展途上国に対し公害対策等にかかわる日本の知見等を活用しつつ、その国情、ニーズに応じた機動的、効果的な支援を行うもので、日本からの経済協力、技術協力等を有機的に連携させながら実施していくものである。推進体制として、1992年4月にグリーン・エイド・プラン推進連絡協議会が設置された。

(1) 政策対話の実施——発展途上国のエネルギー・環境対策の優先度を高め、その実施を推奨するため、ハイレベル・実務レベルの政策対話を実施する。

(2) 地球温暖化、酸性雨対策に係る発展途上国での実証調査の実施——政策対話や民間レベルでの交流等を踏まえつつ、地球温暖化・酸性雨について、現地に適応した技術の実証調査を発展途上国において実施する((イ)脱硝対策、(ロ)エネルギー使用効率化対策、(ハ)クリーンエネルギー対策)。

(3) 総合的なエネルギー・環境経済協力政策の実施——エネルギー・環境対策に取り組む発展途上国に対し、相手国の国情・ニーズに応じた経済協力の総合的施策メニューを用意し、政策対話の成果を踏まえつつ、最適な施策を実施する((イ)エネルギー・環境技術協力の拡充、(ロ)資金協力、(ハ)エネルギー・環境技術センターの設置)。

さらに、グリーン・エイド・プランの一環として、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は1992年11月24日、タイなど4カ国と太陽光発電システムの実用化を目的に共同開発を開始することを発表した。現地の実情に即したシステムを4、5年かけて開発し、技術者の育成にも協力する(『日本経済新聞』1992年11月25日)。

エネルギー利用のあり方は環境問題に大きな影響を及ぼすものであるが、グリーン・エイド・プランはエネルギーの視点から環境問題に取り組む計画として注目されるものである。

- (29) すでに、同センターには名古屋市、大阪市、愛媛大学などから水質、農業などの専門家が着任し、土壌のサンプリングなど仕事を開始していた。同センターは、

中島氏の御案内で、チュラロンコン大学法学部のスニー・マリカマール教授（環境法）、山村悦夫教授（北海道大学工学部）と各セクションを視察することができたが、山村教授は施設・実験設備は立派であると述べておられた。

- ③0 同センターについては、『国際ボランティア貯金通信』〔郵便貯金振興会〕第7号で、外務省経済協力局調査課がとりあげている。
- ③1 『経済協力Q & A政府開発援助』世界の動き社 1992年 28ページ。
- ③2 『国際ボランティア貯金通信』第7号。
- ③3 学術論文としては、藤田八暉「地球化時代における国際環境協力のあり方と我が国の役割に関する研究」（1992年度修士学位論文 青山学院大学大学院国際政治経済学研究科）などがある。
- ③4 野村 前掲論文 2ページ。
- ③5 『読売新聞』1993年3月19日。

〔参考文献〕

- 野村好弘編『発展途上国の環境問題と法』アジア経済研究所 1976年。
- 人間環境問題研究会編集『アジア諸国の環境問題と法規制』（『環境法研究』第6号 1976年）62ページ（チャチャイ・チュラチャリッタ・オラティップ・トランスクル（新美育文訳）「急速な経済成長がもたらす諸問題——タイ国報告」）。
- 野村好弘編『発展途上国の公害法と規制基準』アジア経済研究所 1978年。
- 人間環境問題研究会編集『アジア・西太平洋地域の環境問題と環境法』（『環境法研究』第15号）1982年 226ページ（野村好弘「タイにおける環境法」）。
- 加藤一郎編『公害法の国際的展開』岩波書店 1982年。
- 野村好弘「タイの環境問題と法」（加藤一郎編『公害法の国際的展開』1982年 344ページ以下）。
- 若林敬子「タイにおける都市環境問題の一端」（『環境法研究』第15号 1982年）241ページ。
- 拙稿「アジアの環境問題——法学者の取組と法（メモ）——」（『産業エコロジー』Vol.6 1985年）55ページ。
- スニー・マリカマール（拙訳）「タイの環境問題と法」（『日本エネルギー法研究所月報』第45号 1986年）。
- Desertification in Asia and the Pacific (UN, ESCAP, 1987), "Desertification control," *ESCAP Environment News*, Vol.6 No.3, 1988.
- 報告書『アジア・太平洋地域諸国の環境影響評価（EIA）（ESCAP：開発プロジェクトの環境影響評価に関する専門家会議 1988年8月15日～同年8月19日）』国際協力事業団・国際協力総合研修所 1989年1月。

中島興基「タイ」(『海外進出と環境汚染シリーズ(タイ)』[TALISMAN別冊]1993年)。

ESCAP: Environment and Development Series, *Environmental Management for Sustainable Socio-economic Development*, 1987.

*Laws and Standards on Pollution Control in Thailand 2nd ed.*, 1989.

The Environmental Research and Training Center, *UNEP Profile*, 1990.

The Thailand Development Research Institute, *1991 Annual Report*.

*Jetro Bangkok Activities*, 1991.

*Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act*, B. E. 2535, 1992.

*Factory Act, 1992*. (タイ語版, 英語版).

*Thailand National Report to the United Nations Conference on Environment and Development*, UNCED, 1992.

〔付記〕 チュラロンコン大学法学部スニー・マリカマール教授, JICA (国際協力事業団) の中島興基, UNEP (国連環境計画) の平山義康, JETRO (日本貿易振興会) の入澤博, アジア経済研究所の巻島稔, 北海道大学工学部教授山村悦夫の各氏 (所属・肩書は当時) には現地ではタイ環境法の改革等につきご教示を賜わるとともに, 資料収集・ヒアリングについてもお世話になった。記してお礼申し上げます。